

令和6年度乗合バス運行費用の一部負担に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と箱根登山バス株式会社（以下「乙」という。）は、乙が営業する乗合バスの運行に係る費用の一部を甲が負担することにより、乗合バス路線の維持を図ることについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、乗合バス事業者としてサービスの向上と利用促進及び効率運行に努めるとともに、この協定で定められた事項を誠実に履行しなければならない。

（協定期間）

第2条 協定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（運行系統及び区間）

第3条 この協定の対象となる運行系統及び区間（以下、対象路線という。）は、次に掲げる運行系統及び区間とする。

- (1) 湯06、07 湯河原駅～長窪・福浦～真鶴駅
- (2) 湯11、12 湯河原駅～鍛冶屋・幕山公園

（運行内容）

第4条 対象路線の運行内容については、令和6年4月1日時点の時刻表に基づき運行するものとする。

2 前項の運行内容を変更する場合は、事前に甲乙協議するものとする。

（運行費用）

第5条 協定期間における対象路線の運行費用は、42,044,000円を基準とし、当該年度の実績により算出するものとする。

2 前条第2項の規定により運行内容に変更が生じた場合、または著しい経済変動等により運行費用の見直しをする必要が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、対象路線の運賃収入について半期毎に報告するものとし、各期の最終月の翌月末日までに対象路線における各月毎の輸送人員及び運賃収入を記載した実績報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実績報告書の提出があったときは、速やかに審査を行うものとする。

（負担金の支払い）

第7条 甲は、第5条第1項に規定する運行費用から対象路線の運賃収入を差し引いた額を、負担金として、乙に支払うものとする。

ただし、対象路線の運賃収入が、第5条に規定する運行費用を超えた場合、負担金は生じないものとする。

2 乙は、令和7年4月末日までに、書面により甲に負担金の請求を行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、当該請求内容を審査し、これが正当であると判断したときは速やかに乙に負担金を支払うものとする。
(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害の賠償)

第9条 乙は、この協定に定める対象区間において、運行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害については、すべて乙の責任において解決するものとする。

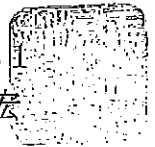
(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏



乙 小田原市東町五丁目33番1号
箱根登山バス株式会社
代表取締役 野村 尚 廣